

令和7年度 事業計画書

社会福祉法人
神崎町社会福祉協議会

I 基本理念

社会福祉法では、「個人の尊厳の保持」「福祉サービスの利用者の自立支援」「個人の選択に基づく福祉」とともに、第4条に「地域福祉の推進」を基本理念として位置付けており、地域福祉の目的を、福祉サービスを必要とする地域住民が「地域社会の一員として日常生活を営むこと」「社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できること」としています。このため、本会の基本理念にもとづき、下記を本会の事業計画の基本理念といたします。

ー 神崎町社協の基本理念 ー

「だれもが安心して暮らせ、支えあいにより、
自立した生活がおくれる福祉のまち神崎」

II 基本目標

地域住民の誰もが人として尊厳を保持し、自立して地域社会で暮らしていくことが可能となるべく、福祉サービスの提供だけでなく、各種サービスの組み合わせ、社会資源の活用、インフォーマルな活動、福祉意識の向上、環境・制度整備を進め、地域における「福祉の総合化」「地域福祉を向上させること」を目標とします。

III 事業方針

少子超高齢化社会による、地域社会や家族の変化に伴い、高齢者のおかれている状況やライフスタイルは大きく変化しております。特に65歳以上の高齢者がいる世帯のうち、単身高齢者と高齢者夫婦のみの世帯割合が増えていると共に、空き家も増え身近なところで家族又は近隣からの支援を受ける事が難しい人々が増加しています。

また近年、世界各国でも地震や大雨による大規模な自然災害が相次いで発生する中で、災害時に支援が必要な人への支援体制の強化が求められているほか、様々な課題を抱える生活困窮者にあっては、昨今の物価上昇等も加わり、未だ支援は必要な状況であります。

このような状況下において、私たち社会福祉協議会は福祉分野の上位計画である「神崎町地域福祉計画」を柱に「神崎町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」をふまえ、地域福祉を推進する中心的な専門機関として、地域住民の暮らしを応援していきます。

本会の活動は、行政をはじめ地区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会をはじめ他の機関・団体との連携のもと、同じ地域社会に暮らす住民とともに、生活のしにくさを持つ人を発見し、地域の中でその課題を話し合い、解決に向け協力し合える関係をつくることにこそが、地

域福祉活動の本質と考えます。活動としては、介護保険サービス提供から見えてきた支援課題において、福祉の整備が遅れた支援の手の届きにくい分野の福祉向上を図ります。

行政や他機関では取り組むことが困難な課題に対し、相談支援を行うとともに、常に「福祉サービスを必要とする住民」の気持ちに寄り添いながら、解決のために必要な事業の企画にあたり、生活支援体制整備事業を受託し、心をもって対応できるよう、一歩進んだ形の地域福祉に取り組むことといたします。

一方、小地域においては、地区社会福祉協議会が行う住民による地域での支えあい活動などへの支援と、各小中学校と連携し、地域との交流ができる福祉教育の推進を図ります。

Ⅳ 令和7年度における、重点事業及び活動

1 経営の安定化

- (1) 事務局にて実施している地域福祉活動及び各種団体事務局業務の業務内容や職員体制の見直しについて継続いたします。
- (2) 介護サービス事業の経営強化は、社協の地域福祉活動の財源や経営そのものを左右する課題であります。事業の効率化や経費削減はもとより経営環境をめぐる情報を的確に把握・分析し、機動的に事業展開を考えていくための経営体制強化が急務であります。そのため、重要となる役職員への意識づけを行うとともに、ニーズを見ながら先々を予測し、どのような事業をいかなる財源で行っていくか、3年後にどのような事業を実施するかという視点を持ちながら経営いたします。
- (3) 経営事業における職員体制の見直しを行います。特に通所介護事業における臨時職員の勤務時間と職員配置の見直しについては、サービス内容の低下と、職員の業務負担を考慮しながらも経営において不可欠と考えます。

2 介護保険制度における介護予防、地域支援事業への参画と地域包括支援センター業務の実施

- (1) 地域包括支援センター業務を一部受託し、「いつまでも住み慣れた地域で暮らし続ける」ことを目標に高齢者の相談業務、介護予防マネジメントを行うとともに、地域の高齢者の困りごとに対し包括的・継続的に支援する体制を整えます。
- (2) 運動機能向上特化型の短時間通所介護事業を「笑顔にする介護予防短時間通所介護事業」として、職員体制及びサービス内容について検証を継続いたします。
- (3) 地域の老人クラブ活動等へ参加が難しく、閉じこもりがちな高齢者の憩いの場づくりと、健康維持を目的としたミニデイサービス事業について、職員体制や事業に対するボランティアの関わり方を含め、実施会場及びサービス内容について見直し、具現化します。
- (4) 在宅介護における福祉総合相談窓口の充実、強化を図るべく職員の業務体制について見直しを行います。

3 障害者・高齢者の日常生活支援に関する事業の検討とモデル事業の実施

- (1) 町民が、「できる限り住み慣れた地域で暮らし続ける」ことについて、新たな支援体制を確立するべく、特に障害福祉における新たな福祉サービスを立案し神崎町と制度化を検討します。
- (2) 老人クラブと在宅生活に関し意見交換会を行うと伴に、わくわく西の城の施設を有効活用できるような活動として、パークゴルフ等の運動や陶芸教室を開催し生きがいづくりを推進することで、元気な高齢者を増やし、老々介護の増悪化を軽減・延伸いたします。

4 ボランティア活動の活性化と地域福祉活動の推進

- (1) 身近にあるボランティア活動が実践できるよう、ボランティア意識の高揚を図り、ボランティア活動へのきっかけづくりとなるような、広報・啓発を行うとともに、認知症フレンドリー講座他、ボランティア講座の充実を図ります。また、身近な収集ボランティア活動（ペットボトルキャップ収集など）について協力店の拡充も進めます。
- (2) ボランティア活動推進のための環境整備を図るため、町各課とボランティア活動の状況と情報を共有し、ボランティア登録制度の統一化について継続的に検討をいたします。
- (3) 災害ボランティアの育成と災害ボランティアセンターの運営に関する勉強会、研修会について継続して行います。

5 生活困窮者に対し、生活福祉資金貸付制度における適切な支援の実施

緊急小口資金及び総合支援資金の貸付けにより、生活困窮者への適切な支援を行うと伴に、新型コロナ特例貸付の償還に関する相談支援を含め相談支援を行ってまいります。

V 実施事項

1. 地域福祉活動推進事業

事業名	目的・概要	主な実施事項
法人運営	○円滑・適正な運営のため計画立案及びその進捗状況の管理を行う。また、組織・事業・経営を評価しながら効率的かつ効果的な運営を図る。 ○社会福祉関係情報の提供と本会事業の紹介などにより、地域福祉活動と本会への理解と協力を得るため実施する。	○組織運営事業 ① 理事会の開催 ② 評議員会及び定時評議員会の開催 ③ 評議員選任・解任委員会の開催 ④ 理事勉強会 ⑤ 監事監査の実施 ⑥ 内部監査の実施（年4回） ⑦ 職員業務調整会議（月1回） ⑧ 税理士の指導により適切な財務管理を行います ⑨ 社会労務士の指導により就労体制の整理及び体制の見直しを行います。 ○法人管理 会員の増強 普通会費 1世帯 1,000 円 賛助会費 1口 2,000 円 法人会費 1口 5,000 円 ○調査・研究・企画・広報事業 ① 企画・広報事業 広報紙「ふれあい」の発行（年4回） ② ホームページの管理運営と充実 ③ イメージキャラクター「ふくちゃん」の有効活用
地域福祉活動推進事業	○誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを目的に、地域活動の活性化と住民参加と協働によるコミュニティ活動の推進を図ります。	○安否確認事業 認知症フレンドリー講座の実施 ○いきいきサロン活動の推進 ○福祉活動団体支援事業 ・福祉団体及び福祉教育推進校への助成 ○地域ぐるみ福祉ネットワーク事業 地区社協活動（二地区）の支援 ○ボランティア連絡協議会の運営
ボランティア活動支援事業	○ボランティア活動の充実と制度外ニーズへの対応を図ります。	○ボランティア養成事業 ○ボランティアコーディネート活動 ○ボランティア保険加入と受付 ○フードバンク活動への協力 ○ペットボトルキャップ収集活動

事業名	目的・概要	主な実施事項
ボランティア活動支援事業	○ボランティア活動の充実と制度外ニーズへの対応を図ります。	○わくわく体験塾の実施（児童のボランティア体験講座） ○災害ボランティア研修の実施（災害ボラ立上げ訓練）
共同募金運動	○赤い羽根募金として住民に多様な民間の社会福祉活動の必要性を理解いただけるよう、運動に協力するとともに、配分金を活用し、地域福祉の推進を図ります。	○赤い羽根共同募金運動の実施と周知活動 ○ボランティア団体への助成 ○障害者（児）交流事業 ① プラザ花壇整備 ② 特別支援学校「もちつき大会」協力 ○歳末たすけあい活動
生活福祉資金貸付事業	○一時的な生活困窮世帯等の経済的自立と安定した生活の維持を図ります。	○小口資金貸付事業（県社協委託） ○生活福祉資金貸付事業（県社協委託） ○臨時特例つなぎ資金貸付事業（県社協委託） ○福祉資金貸付事業（本会独自の貸付制度） ○新型コロナ特例貸付償還に関する相談支援 ○償還指導と滞納世帯への対応
学童保育所事業 ※本年度もわくわく西の城 2 階図書室を拠点として子供たちの安心・安全の為、業務を推進致します。	○町において設置されている学童保育所の運営について受託し、今後に必要なとされる子育て支援について検討いたします。	○運営の受託において、「一人ひとりの児童が、学童保育を毎日の生活場」として、受け止め、よりどころとして実感ができる支援に努めるほか、保護者の働きながらの子育てを支援いたします。
わくわく西の城管理受託事業	○わくわく西の城の受付業務及び施設管理について受託し業務実施いたします。	○わくわく西の城の受付業務及び施設管理について受託し業務実施いたします。

2. 在宅福祉サービス事業

事業名	目的・概要	主な実施事項
在宅福祉サービス事業	○複雑・多様化する生活課題は、公的な制度・サービスでは対応困難なことが多くあることから、変化する家族形態を支える体制を地域性に応じて地域でつくっていくことが必要であり、弾力性がある一歩進んだ形の支援体制の整備について検討を進め、具現化できるように努めます。 ○高齢者のケアにあっては、医療や介護が中心で、予防に対する活動が不足していることから、高齢者の関心事である「健康維持」・「健康増進」について、地域における運動の習慣化を推進するなかで、介護予防事業及び地域支援事業について参画し推進いたします。 ○高齢者や障害者が地域で自立した生活を送れるよう、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助などを行う他、相談支援や成年後見人制度の移行支援も行います。	○在宅福祉サービス事業 ① 配食サービス事業 ② 日常生活用具貸付事業 ③ 生活支援サービス事業 ・介護保険外訪問介護サービス ④ 徘徊高齢者等支援サービス事業 ⑤ 移送サービス事業 ⑥ 福祉車両貸出事業 ○生きがいづくり事業 ソフ・ランC L U B事業 ○介護予防・日常生活支援事業 ① ミニデイサービス ② 高齢者健康増進事業 (トレーニングスタジオ West) ③ 地域支援事業 ・生活支援体制整備事業(町委託) - 生活支援コーディネーター業務 - 生活支援体制整備推進協議体運営 ○福祉サービス利用者援助事業 日常生活自立支援事業(県社協委託)

3. 介護・障害福祉サービス事業

事業名	目的・概要	主な実施事項
介護保険サービス事業	○介護保険制度に基づく訪問介護サービス（居宅介護等事業）を適正に実施するとともに、良質なサービス提供により充足率を高め、安定した経営が行われるよう、専門家の助言をふまえ努力いたします。 ○介護保険制度に基づく通所介護サービスを適切に実施するとともに、利用者の立場に立った「個別ケア」への取組みを見直すことや、専門職における機能訓練を強化し、良質なサービス提供により充足率を高め、安定した経営が行われるよう、専門家の助言をふまえ努力いたします。 ○介護保険制度における居宅介護支援事業を法令及び契約に基づき適切に実施いたします。	○指定訪問介護（居宅介護等事業）事業の実施 ① 訪問介護サービス ② 介護予防訪問介護相当サービス（総合支援事業） ・利用者宅による食事・排泄・家事等の日常生活援助と介助の有する日常行為の援助 ・利用者または家族等の相談援助業務 ・苦情解決処理体制の確立（顧問弁護士の配置の検討） ○指定通所介護事業の実施 ① 通所介護サービス ② 介護予防通所介護相当サービス（総合支援事業） ●デイルームくすのき ●リハビリデイ West（短時間デイ） ・利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活が営めるよう、通所における「個別ケア」にて支援いたします。 ・利用者の機能向上に向けた、介護予防運動に特化した短時間型の通所介護サービスを専門的に実施します。（リハビリデイ West） ・利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能維持並びに利用者家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。 ・利用者または家族等の相談援助業務 ・苦情解決処理体制の確立（顧問弁護士の配置の検討） ○指定居宅介護支援事業の実施 ① 居宅介護支援事業 ・苦情解決処理体制の確立（顧問弁護士の配置の検討）

○地域包括支援センター運営受託事業	○地域の高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のための相談・援助を行い包括的、継続的に支援いたします。	② 介護予防支援業務 ・介護支援専門員による、利用者の身体状況、生活状況及び家族の介護支援状況に配慮したマネジメントにより居宅サービス計画及び介護予防居宅サービス計画を作成し、利用者が居宅において日常生活が送れるよう支援いたします。 (1) 包括的支援事業 ① 第1号介護予防支援事業 要支援者及び、事業対象者に対し、訪問型サービス、通所型サービス等の適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助（介護予防マネジメント）を行います。 ② 総合相談支援事業 ・初期段階での相談対応 ・専門的、継続的な支援 ③ 権利擁護事業 ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 関係機関との連携を構築するため、講演会や研修会を実施、社会資源の把握及び開発を行います。また相談窓口を設置し介護支援専門員に対して助言、指導等の支援を行います。 (2) 指定介護予防支援業務 予防給付の対象となる要支援者が適切なサービス利用ができるよう介護予防サービス計画書を作成するとともに、事業者等の関係機関との連絡調整等を行います。
--------------------------	---	--

4. その他の活動

活動名	目的・概要	主な実施事項
赤十字社活動の協力	○赤十字の原則（「人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性」という7つの普遍的な原則）による各種活動に対して、神崎町分区事務局として支援を行います。	① 赤十字社社費の募集 ② 災害時における物資の配布 ③ 被災地への義援金募集にかかる周知活動と支援 ④ 赤十字奉仕団への支援
福祉団体及び当事者団体等の支援	○団体の事務局として、会議の開催及び事業の企画・運営等を支援するとともに、各会員との連絡調整業務を行います。	○福祉団体の支援 神崎介護保険サービス事業所連絡会 ○当事者団体の支援 ① 老人クラブ連合会 ② 母子寡婦福祉会 ③ 手をつなぐ親の会